

議案第 104 号

石岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて

石岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 戸井田 和 之

提 案 理 由

地方自治法の改正により、条例中の引用条項を改正するもの。

石岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市水道事業の設置等に関する条例（平成17年石岡市条例第165号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。